

## 入社時チェックシート(アルバイト、パート、正社員等全て対象)

記入担当者名	( 部門 )
記入日	令和 年 月 日

1. 採用した方の名前等: \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_ 歳) 性別( 男・女 )
2. 入社(予定)日:令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日
3. 応募経路:
  - ハローワーク ( \_\_\_\_\_ )
  - 職業紹介事業者(厚労省指定の有無 有・無)
  - 求人雑誌、新聞 ( \_\_\_\_\_ )
  - 求人広告 ( \_\_\_\_\_ )
  - 知り合いの紹介 ( \_\_\_\_\_ )
  - その他 ( \_\_\_\_\_ )
    - ・ ハローワークの場合は紹介状に対して採用の可否をハローワークへ連絡
    - ・ その他 ( \_\_\_\_\_ )
4. 入社する方の属性について留意すること
  - 年金受給者(過去に厚生年金に加入した経験のある方)
    - ・ 厚生年金の適用対象者(70歳以上は適用者と同様の方)は入社後年金事務所へ届出(取得届等)
    - ・ ※受けている年金証書と年金手帳(基礎年金番号)のコピーの提出
  - 外国人
    - ・ 在留期間や在留資格(留学等の場合は資格外活動の許可が必要)を確認
    - ・ ※「外国人登録証明書」「資格外活動許可書」「在留カード」等のコピーの提出
    - ・ 外国人雇用状況届出をハローワークへ提出(雇用保険被保険者資格取得届に記載)
    - ・ ※アルバイトやパート等で雇用保険に入れない場合も必要、ただし、特別永住者は届出不要
  - トライアル雇用対象者
    - ・ トライアル雇用の場合は入社後2週間以内に計画書をハローワークへ連絡・届出
  - 2箇所以上の事業所で働いてる方(会社経営者等も含む)
    - ・ 健康保険、厚生年金の資格取得をされており今回の採用により2以上の事業所で健康保険厚生年金の適用を受ける場合(会社経営者等は報酬を受ける適用事業所が増減する場合も含む)は会社で社会保険資格取得届を行ったうえで被保険者の方(入社した方)へ「被保険者所属選択」「二以上事業所勤務」届を選択する年金事務所等へ提出するよう入社する方へ指導。(本人届出のため)※組合健保の場合は各健康保険組合へ確認
  - 学生等
    - ・ 満15歳の最初の3月31日(中学生)までの児童を使用できません。
    - ・ ※満13歳以上で労働基準監督署長の許可を受けた場合は修学時間外に限り可
    - ・ 満18歳未満の場合は、年齢を証明するため氏名と生年月日を証明する住民票記載事項証明書の提出を求めて下さい。